

消防救急デジタル無線設備等更新整備委託業務  
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務名 消防救急デジタル無線設備等更新整備委託業務

2 目的

この要領は、消防救急デジタル無線設備等更新整備委託業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルを実施する手続等に関し必要な事項を定める。

3 本業務の概要

(1) 業務内容

別紙「消防救急デジタル無線設備等更新整備委託業務 要求水準仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。なお、契約に際しては、業務の詳細について本市及び受託事業者の双方で確認を行う。

(2) 履行場所

枕崎市内一円

(3) 委託期間

契約の日から令和10年3月31日（金）まで

(4) 契約上限金額

581,713,000円（消費税額を含む上限額）

※ 消費税は、10%で計算すること。

4 参加資格等

(1) 本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 過去3年（令和5年4月1日以降）以内に、国又は市区町村が発注した業務（指令システム・消防救急デジタル無線設備）を元請けとして遂行した実績を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 参加表明書の提出期限の日において、本市から指名停止措置を受けていないこと。

エ 法人税、地方税その他の租税公課を滞納していないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく手続をしていないこと。

カ 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び枕崎市暴力団排除条例（平成24年枕崎市条例第18号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。

キ 本業務を円滑に遂行できる体制（スタッフ、専門性等）を有していること。

- (2) 費用負担  
プロポーザル参加に関する必要な経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提案  
提案は一参加者につき、一案のみとする。
- (4) 配布資料（本市ホームページからダウンロードすること。）
  - ・ 公募型プロポーザル実施要領
  - ・ 要求水準仕様書
  - ・ 様式第1号～第7号（参加表明書、企画提案書届出など）
  - ・ 別紙1「評価項目及び評価基準」
  - ・ 参考資料（事業概要説明書）

## 5 日程

項目	日程	備考
公表（ホームページへの掲載）	令和8年5月11日（月）	
質問書の提出期限	令和8年5月25日（月）	
質問回答（ホームページへの掲載）	令和8年5月29日（金）	
参加表明書の提出期限	令和8年6月8日（月）	様式第1号
企画提案書の提出期限	令和8年6月15日（月） 午後5時00分必着	様式第2号～第7号
審査の実施（プレゼンテーション）	令和8年7月中旬	
選定結果の通知・公表	令和8年7月中旬	
契約の締結（仮契約）	令和8年7月下旬	市議会議決日 （令和8年9月末）以後に本契約を行う。

※ 事前説明会は実施しない。

※ 審査の実施（プレゼンテーション）の日程詳細は、参加表明者に後日連絡する。

## 6 質問書の受付

- (1) 提出書類 質問書（様式第8号）
- (2) 提出期限 「5 日程」に記載のとおり
- (3) 提出方法 電子メールにより送信し、必ず受信を電話で確認すること。
- (4) 提出先 「13 担当窓口」に記載のメールアドレス
- (5) 回答 文書回答（ホームページへの掲載）

## 7 企画提案書の提出

(1) 提出期限 「5 日程」に記載のとおり

(2) 提出方法 持参又は郵送

※ 持参の場合は、土日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

※ 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出先 「13 担当窓口」に記載のとおり

(4) 提出書類

提出書類	正本	副本
① 参加表明書 (様式第1号)	1部	—
② 企画提案書提出届 (様式第2号)	1部	—
③ 会社案内 (任意様式) ※ 会社案内のほかに、直近3年間の経営状況が確認できる資料 (決算書及び自己資本比率が分かるもの) を添付すること。	1部	—
④ 見積書 (総額及び内訳) (総額: 様式第3号、内訳: 任意様式)	各1部	任意様式8部
⑤ 業務実績一覧 (様式第4号)	1部	8部
⑥ 企画提案書 (任意様式)	1部	8部
⑦ 業務実施体制 (様式第5号)	1部	8部
⑧ 配置予定者の業務経験聴取書 (様式第6号)	1部	8部
⑨ 参考維持管理費用見積書 (様式第7号) ※ 各金額の算定根拠に関する資料 (保守業務内容等詳細内訳・任意様式) を添付すること。	1部	8部

ア 正本は1部とし、①～⑨を一綴りにまとめ、提出すること。表紙に会社名の記載、代表者職名 (契約締結権限者氏名) の記載及びその印を押印すること。

イ 副本は8部とし、④のうち内訳 (任意様式) 及び⑤～⑨を一綴りにまとめて提出すること。表紙等において参加者名、参加者製品等の参加事業者を想起させる文言及びロゴデザイン等を表記しないこと。会社名を記載する必要がある場合は、仮名 (例: A社) を用いること。

ウ 企画提案書等は、読みやすいよう余白を確保し、各頁中央下に頁番号を付した後、長辺綴じ、2穴パンチとすること。

エ 企画提案書の大きさはA4判とし、表紙、裏表紙を除き両面印刷で60頁以内とする。ただし、レイアウト図等は枚数に含めない。

なお、A4判については白紙面も1頁と数え、A3判を使用する場合は、A4判の大きさに三つ折りにすること。また、A3判1枚はA4判2頁と数えることとする。

## 8 選定方法

- (1) 参加者から提出された書類について参加要件審査後、プレゼンテーションを実施し、契約相手となる受託候補者と次点者を選定する。
- (2) 一参加者につき提案時間 60 分以内、質疑応答時間 10 分を予定。  
企画提案（プレゼンテーション）の際、プロジェクター及びスクリーンは当本部にて準備、その他のパソコン等の機材は参加者が持参すること。
- (3) 企画提案（プレゼンテーション）出席者については、最大 5 名までとする。
- (4) 参加者が 1 者となった場合でも、プレゼンテーションを実施する。

## 9 審査方法

- (1) 提案書の審査は、審査員それぞれが 600 点満点で採点し、審査員の点数を足して平均化した点数が高い者を受託候補者とし、次点の者を次点者とする。  
評価項目及び評価基準は、別紙 1 「評価項目及び評価基準」のとおりとする。
- (2) 技術点の最低得点  
評価項目のうち、技術点（費用対効果を除く評価項目）の合計点が、60% 未満の場合、評価の対象から除外することとする。
- (3) 審査結果の通知  
審査の結果は、参加者に文書で通知する。また、本市ホームページで公表する。

## 10 契約締結

受託候補者の決定後、提案内容に基づき契約条件等について受託候補者と協議の上、契約を締結するものとする。

受託候補者と協議が整わない場合や受託候補者が失格要件に該当した場合には、市は受託候補者との協議を打ち切り、次点者と交渉するものとする。

なお、契約については仮契約とし、市議会議決日（令和 8 年 9 月末）以後に本契約を行うものとする。

## 11 失格要件

次の事項に該当していることが判明した場合、その参加者を失格とする。

なお、審査項目のいずれかにおいて著しく「不適」と判断された提案は、評点の如何にかかわらず失格とする場合がある。

- (1) 提出期限までに必要書類の提出がなかったもの。
- (2) 提出書類に不備、又は虚偽の記載があったもの。
- (3) 見積書の金額が、契約上限金額を超過したもの。
- (4) 提出された書類の提出後に見積書の金額訂正を行ったもの。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為を行ったもの。
- (6) その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合。

## 12 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザル審査その他本業務実施のために必要な範囲で、企画提案書を無償で複製し、使用することができるものとする。
- (3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (5) このプロポーザルは、受託候補者の選定を目的とするものであり、契約内容について必ずしも提案内容に沿うものではない。

## 13 担当窓口

〒898-0025 鹿児島県枕崎市立神本町 346 番地  
枕崎市消防本部消防総務課庶務係  
電話 0993-76-1246  
E-mail syoubousyomu@city.makurazaki.lg.jp